

船舶事故調査報告書

令和2年6月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成31年4月29日 05時40分ごろ
発生場所	宮城県石巻市表浜港西方沖 二鬼城崎灯台から真方位056° 1.0海里（M）付近 （概位 北緯38° 19.2′ 東経141° 26.1′）
事故の概要	漁船第十順宝丸は、わかめ養殖施設に向けて航行中、甲板員1人が転倒して負傷した。
事故調査の経過	令和元年5月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第十順宝丸、3.9トン MG3-50561（漁船登録番号）、個人所有 10.35m（Lr）×3.19m×1.02m、FRP ガソリン機関（船外機）、147kW（動力漁船登録票による）、平成15年11月
乗組員等に関する情報	船長 男性 46歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成17年10月11日 免許証交付日 平成27年5月27日 （令和2年10月10日まで有効） 甲板員A 男性 68歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 低潮時
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか4人が乗り組み、わかめ養殖施設の撤去作業の目的で、平成31年4月29日05時30分ごろ表浜港を出港した。 本船は、船長が、右舷船尾部の操舵スタンドの手前に立ち、甲板員Aほか4人を操舵スタンド前方で撤去作業の準備に当たらせながら、手動操舵で石巻市牧崎西方沖に設置されたわかめ養殖施設に向けて航

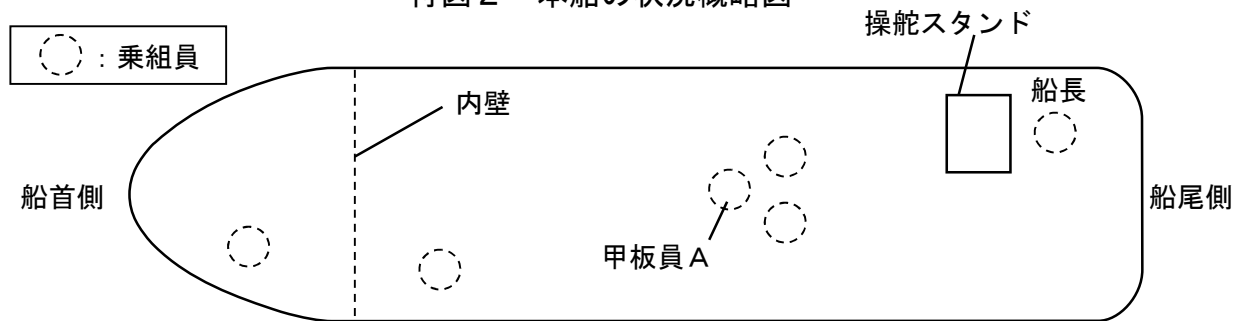
	<p>行中、突然、抵抗を受けて急停止した。</p> <p>甲板員 A は、撤去作業の準備を終えて甲板中央部に立っていたところ、近くに立っていた乗組員 2 人と共に前方に転倒し、うつ伏せの状態^{けい}で甲板上を滑り、船首部の内壁に頭部を打ち付けた。</p> <p>船長は、船首側を見たところ、甲板員 A が起き上がることのできない様子であることに気づき、駆け寄って確認した際、体が動かない旨を聞いた。</p> <p>船長は、撤去作業を中止することとして帰航しながら、携帯電話で救急車を要請した。</p> <p>甲板員 A は、本船が表浜港に帰港した後、救急車によって病院に搬送され、^{けいずい}頸髄損傷と診断された。</p> <p>(付図 1 事故発生場所概略図、付図 2 本船の状況概略図、付図 3 本件錨綱の状況概略図、付図 4 船外機の状況概略図、写真 1 本船、写真 2 チルトアップの状態の船外機 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の操舵スタンドには、主機回転計が備えられていたが、速度計がなく、船長は、ふだんから本船の速力を目測で調整しており、本事故当時の速力が分からなかった。</p> <p>本船は、操舵スタンドのリモコンレバーで船外機を操作するようになっており、クラッチと速力調整の機能が一体となっているシングルレバー式であった。</p> <p>船長は、本事故当時、本事故発生場所付近で僚船がわかめ養殖施設の撤去作業を行っているのを見ていたので、本船に抵抗を感じた際、船体付近で浮きが動くのを見て、船外機の下部が‘撤去作業でわかめ養殖施設の桁から外されて浮いた状態となった錨綱’（以下「本件錨綱」という。）に引っ掛かったと思った。</p> <p>船長は、本事故当時、操船位置から本件錨綱を視認しにくかったので、他に見張り員を配置すれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>船長によれば、本件錨綱は、鉄環で桁と接続され、目印となる浮きがついていた。</p> <p>本船は、水面から船尾部の船底までの長さが約 30 cm であり、船尾部の船底から船外機下端までの長さが約 61 cm であった。</p> <p>船長は、本事故当時、疲労はなく、視力に異常がなかった。</p> <p>甲板員 A は、本事故当時、カップの上下、帽子、ゴム手袋、ゴム長靴及び固型式の救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船の甲板上は、本事故当時、霜が降りていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、表浜港西方沖において、船長が操船位置から本件錨綱を視</p>

	<p>認しにくい状態で、わかめ養殖施設に向けて航行中、急停止したことから、甲板員Aが体勢を崩して前方に転倒し、船首部の内壁に頭部を打ち付けて負傷したものと考えられる。</p> <p>本船は、船長が抵抗を感じた際、船外機の下部が本件錨綱に引っ掛かったことから、急停止した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、表浜港西方沖において、本船が、船長が操船位置から本件錨綱を視認しにくい状態で、わかめ養殖施設に向けて航行中、急停止したため、甲板員Aが体勢を崩して前方に転倒し、船首部の内壁に頭部を打ち付けたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中、前方の海面状況等を視認しにくい場合には、船首に見張り員を配置すること。 ・乗組員は、船が移動する際、固定物に確実につかまるなど、転倒防止の対策をとること。

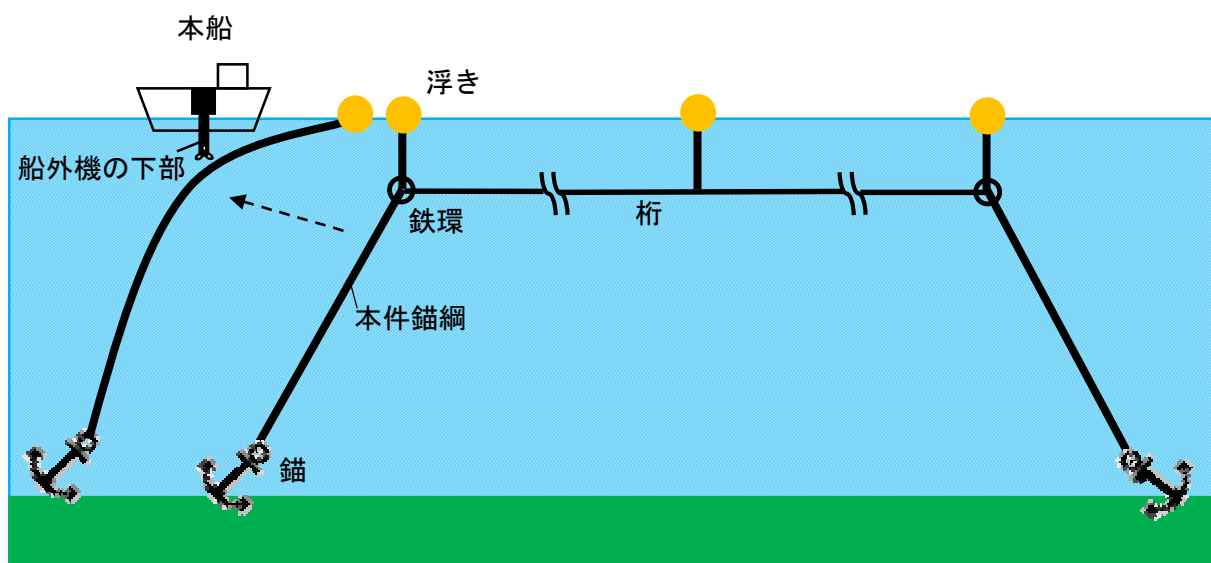
付図1 事故発生場所概略図



付図2 本船の状況概略図



付図3 本件錨網の状況概略図



付図4 船外機状況概略図

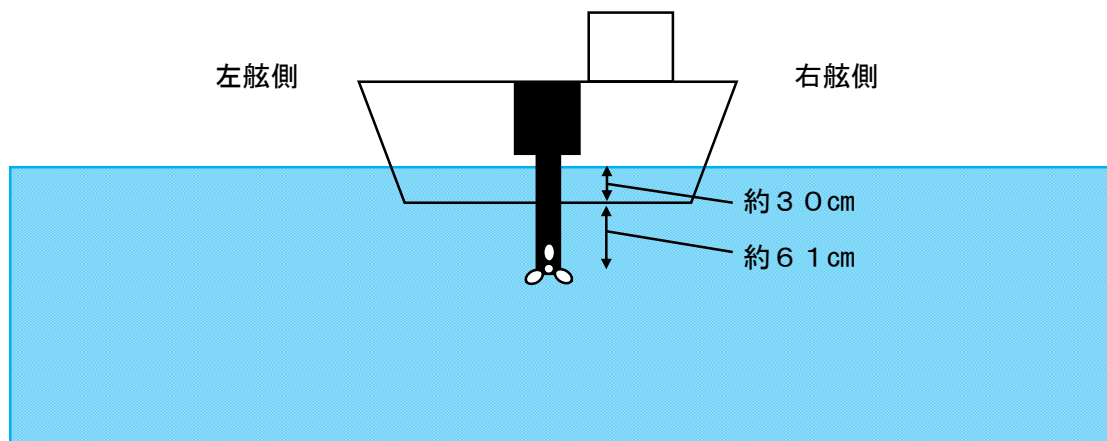


写真1 本船



写真2 チルトアップの状態の船外機

